主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人布施誠司の上告趣意第一点は、違憲をいうが、公職選挙法二五二条が憲法 一四条、四四条に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和二九年(あ)第四三九 号同三〇年二月九日大法廷判決・刑集九巻二号二一七頁)とするところであつて、 所論は、理由がないことが明らかである。

同第二点は、違憲をいうが、第一審判決が本件に適用した刑法の規定が、所論の ごとく、極めて難解であり、通常人にとつて理解しがたいものとは認められないの で、所論憲法前文及び三一条違反の主張は、その前提を欠き、適法な上告理由にあ たらない。

同第三点は、違憲をいうが、公職選挙法一三八条に定める戸別訪問の禁止が憲法 二一条に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和四三年(あ)第二二六 五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁)とするところであ つて、所論は、理由がないことが明らかである。

同第四点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第五点は、量刑不当の 主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和五〇年四月一七日

最高裁判所第一小法廷

Ξ	武	田	下	裁判長裁判官
Ξ	益	林	藤	裁判官
_	盛		岸	裁判官
夫	康	上	岸	裁判官

裁判官 団 藤 重 光